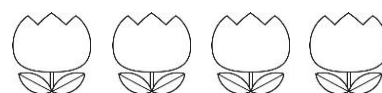




# 病児病後児保育室



## かりがね病児ケアルーム ご利用のご案内

刈谷市内在住の生後6月から小学校3年生までの病気または病気回復期の  
お子さんと、保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭その他社会的にや  
むを得ない事由により、家庭での保育が困難なお子さんが対象です。

- 場 所 刈谷市恩田町 3-163-1  
かりがね子育て支援センター内
- 電 話 月～金曜日 0566-23-5567（かりがね子育て支援センター）  
土 曜 日 0566-61-2720（かりやしファミリー・サポート・センター）
- 保育時間 午前8時30分～午後5時30分  
（土曜日は午前8時30分～午後0時）
- 休 園 日 日曜、祝日、年末年始
- 利用料金 1日2,000円
- 定 員 1日4名まで



※先に予約のお子さんの病名や症状によっては、定員に満たなくてもご利用を  
お断りさせていただくことがありますので、ご了承ください。

○持 ち 物 ※必ず全てに記名をお願いします。

- ・「刈谷市病児・病後児保育事業利用連絡票」（医療機関受診・医師記入）
- ・利用料金2,000円 ※入室時にいただきます。おつりのないようご準備ください。
- ・利用登録済み証（登録後、市から発行されます）
- ・「保育室での様子」のつづり（かりがね病児ケアルームを利用したことのある方のみ）

| 必ず必要なもの                |                                                   |       |
|------------------------|---------------------------------------------------|-------|
| 薬                      | 病院で処方された袋ごとお持ちください。<br>連絡票にて指示があるもので、薬剤提供票等が必要です。 | 全年齢   |
| 着替え                    | 下着を含め一式                                           | 全年齢   |
| バスタオル                  | 2枚 タオルケット等できるだけ大きめのもの                             | 全年齢   |
| BOX ティッシュ              | 1箱（半分以上残っていれば可）                                   | 全年齢   |
| 手拭きタオル                 | 3枚 ハンカチ程度の大きさのもの                                  | 全年齢   |
| 昼食（ミルク）・<br>おやつ2回分・飲み物 | お子さんの症状に合わせて、ご準備をお願いします。                          | 全年齢   |
| おはし・スプーン・<br>フォーク等     | 1式 普段食事の際に利用しているもの                                | 全年齢   |
| ビニール袋                  | 3～5枚 30cm×50cm程度の大きめのもの                           | 全年齢   |
| 必要な方はご用意をお願いします        |                                                   |       |
| 食事用エプロン                | 3枚 普段利用をしている方                                     | 4歳児未満 |
| 紙おむつ・おしりふき             | おむつは最低10枚<br>おしりふきは1箱（半分以上残っていれば可）                |       |
| おむつ替え敷物                | 普段おむつ替えの際に利用しているもの                                |       |

お問合せ：刈谷市役所子育て支援課 0566-23-8877

# かりがね病児ケアルームの利用方法



## <利用の前に>

### 事前登録

利用には事前登録が必要です。事前登録は、あいち電子申請で受け付けます。QRコードよりご登録ください。(未登録の方につきましても、利用予約の受付は可能です。事前打合せ時に登録をお願いします。)



<登録はこちらから>

### 「刈谷市病児・病後児保育事業利用連絡票」の準備

医療機関受診時に、「刈谷市病児・病後児保育事業利用連絡票」を持参し、医師に記入を依頼してください。刈谷市内の医療機関(刈谷医師会加入)であれば、無料で記入していただけます。(刈谷医師会休日診療所を除く)

★連絡票は刈谷市のホームページからダウンロードができるほか、『ファミリー・サポート・センター』『刈谷市内各公立幼稚園・認可保育園』等でもお渡ししています。

★かりがね病児ケアルームの利用には、医師からの「刈谷市病児・病後児保育事業利用連絡票」が必須です。また、診察の結果、お預かりできない場合もあります。



## <利用の流れ>

①事前に電話で病児保育室の空き状況を確認し、予約をしてください。

**電話** 月～金曜日 0566-23-5567 (かりがね子育て支援センター)

土曜日 0566-61-2720 (かりやしファミリー・サポート・センター)

**受付** 月～金曜日 (8時30分～16時)

土曜日 (9時～16時)

★月～金曜日は利用当日の予約が可能です。(土曜日の利用の予約は前日まで)

★休園日の翌日利用の予約は休園日の前日まで受付します。

(例：月曜日利用の予約は前週の土曜日まで)

★医療機関の受診をしていない方の予約は受付できません。



②事前の打合わせ(利用の当日も可)を8時30分～16時30分(土曜日は午前11時30分まで)の間に「かりがね病児ケアルーム」にて行いますので、『刈谷市病児・病後児保育事業利用連絡票』を保護者をご持参ください。

## <その他>

★予約をキャンセルする場合は、速やかにご連絡ください。

★持ち物につきましては、表面のご案内に記載してありますので、ご確認・ご記入のうえ、忘れ物のないように当日ご持参ください。

★保育中に病状の変化や受診、新たな処置が必要になった場合は、保護者の方にご連絡させていただきます。

その場合は、お子さんのために少しでも早いお迎えをお願いいたします。



【かりがね病児ケアルーム】

